

5. 「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、週休2日の普及に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

（土日完全週休2日制の定義）

第2条 現場着手日から工事完成報告書の提出日までを対象期間として、原則、土曜日及び日曜日を工事現場休工日とし、現場閉所する。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により休日を別の日への振替可能とする。

（対象工事）

第3条 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）の試行は、すべての案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 対象期間が、30日未満の工事
- ② 港湾等工事（積算基準（港湾関係編）適用工事）
- ③ なじまない工事
 - ・災害復旧工事など早急に工事を完成する必要がある工事
 - ・その他、発注者が週休2日制試行工事として実施することが困難と判断した工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、土日完全週休2日制工事（発注者指定型）である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

（経費の計上）

第5条 土日完全週休2日制に関する経費は、別紙1「積算方法」に基づき変更契約で計上する。

（工事成績評定における評価）

第6条 土日完全週休2日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。
なお、受注者の責により、土日完全週休2日の現場閉所が達成できなかった場合でも、工事成績評定の減点は行わない。

(その他)

第7条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

※建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年(2024年)4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年11月20日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙1「積算方法」

対象期間中において、土日完全週休2日の現場閉所を達成できた場合、以下のとおり、それぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率）に補正係数を乗じて補正する。

- ※1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。
- ※2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

【補正係数】

- ・ 労務費 : 1. 05
- ・ 機械経費（賃料） : 1. 04
- ・ 共通仮設費率 : 1. 04
- ・ 現場管理費率 : 1. 06